

原著論文

社会的養護に関する養護教諭の意識調査

大川 尚子¹⁾, 鈴木 依子¹⁾, 高橋 遥香²⁾,
古川 恵美³⁾, 長谷川法子⁴⁾, 石崎 優子⁵⁾

Survey on the awareness of *Yogo* teachers concerning social care

Naoko Okawa, Yoriko Suzuki, Haruka Takahashi, Emi Furukawa, Noriko Hasegawa,
and Yuko Ishizaki

In this study, we mailed anonymous self-administered questionnaires to all elementary and junior high schools in Prefecture A and was combined with a Google Forms questionnaire to clarify the state of awareness of school nurse-teachers regarding social care.

The questionnaire survey revealed the following results :

1. Comparing the knowledge and understanding of children with social care between elementary school and junior high school, we found that elementary school *Yogo* teachers had a higher level of understanding in the four categories of “nurturing foster parents,” “specialized foster parents,” “adoption foster parents,” and “relative foster parents.” A higher percentage of elementary school teachers have knowledge about these items, and there was no difference in years of experience as a *Yogo* teacher between *Yogo* teachers in elementary schools and those in junior high schools.

2. There were no differences in knowledge and understanding of children with social care depending on whether the school where they worked had children from foster families or children attending welfare facilities such as children’s homes.

3. Comparing classes on upbringing (including events and sex education) between elementary schools and junior high schools, elementary schools were more likely to offer such classes.

Key words: social care, *Yogo* teachers, foster parents, half coming-of-age ceremony, classes on upbringing

本研究では、養護教諭の社会的養護に関する意識の在り方を明らかにすることを目的に、A県の全小中学校を対象として無記名自記式の質問用紙を郵送し、Google Formsのアンケートと合わせ調査を実施した。質問紙調査では、以下のことが明らかとなった。

1 小学校と中学校で社会的養護についての知識・理解を比較すると、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4つの項目において、小学校の養護教諭の方が知っている割合が高く、養護教諭としての経験年数には差がみられなかった。

2 勤務校における里親家庭の子どもの有無や児童養護施設などの福祉施設から通う子どもの有無と社会的養護についての知識・理解には差がみられなかった。

3 小学校と中学校で生き立ちに関する授業（行事・性教育も含め）等について比較すると、小学校の方が実施している割合が高かった。

キーワード：社会的養護、養護教諭、里親、二分の一成人式、生き立ちに関する授業

1) 京都女子大学 発達教育学部

2) 高槻市立寿栄小学校

3) 兵庫県立大学 看護学部

4) 京都府総合教育センター

5) 関西医科大学 小児科

I 緒言

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである¹⁾。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。子ども家庭庁の資料²⁾によると2022年度の対象児童は41,773人で、その背景には、放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否、破産等の経済的理由、親の精神疾患等の様々な事情がある。対象児童のうち25,359人が乳児院や児童養護施設等の施設で暮らし、7,798人が里親家庭・ファミリーホームで暮らしている。

里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割が虐待を受けているとされ、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている²⁾。

日本における里親家庭の割合は経済協力開発機構(OECD)に加盟する先進諸国の中で最も低いが、社会的養護では里親委託を優先して検討し、10年前と比較すると約2倍になっている。永続的な家庭となる特別養子縁組は2021年では683件成立している²⁾。

2020年からは民法の改正により特別養子縁組の対象年齢が「原則6歳未満、例外8歳未満」から「原則15歳未満、例外15～17歳まで」へと拡大され、児童相談所の所長も裁判所に申し立て出来るようになるなど、養親候補者の負担軽減が図られている。家庭的な環境の中で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度が勧められる。

社会的養護の対象となる子どもが家庭養育を優先して育つことを目指し関係機関が「チーム養育」を掲げて連携構築に取り組んでおり、学校も関係機関として関与することが求められている。

養護教諭は、子どもが保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から、子どもを取り巻く日々の生活状況等に関する情報を得やすい立場にあり、社会的養護の対象の子どもの情報についても同様である。養護教諭は、職務上、身体的な虐待や心理的な虐待などを発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見・早期対応にその役割が期待され、養護教諭のための児童虐待対応の手引きが文部科学省からも発行されている³⁾。しかしその中には社会的養護の子どもへの対応は含まれていない。家庭養育優先の理念が2016年の児童福祉法改正で明確にさ

れ、2020年には民法等の一部を改正する法律が施行され、里親家庭や特別養子縁組の成立件数がさらに増加するよう期待されているが、学校の役割は関係機関としてあげられるにとどまり、学校教職員や養護教諭を対象とした社会的養護や特別養子縁組等に関する研修の必要性は全く周知されていない。

養護教諭は、心身の多様な健康問題で保健室を来室する子どもの対応に当たっており、これらの新制度や、生物学上の親以外の家族への配慮について理解しておくことは、養護教諭の専門性の担保となるとともに喫緊の課題である。そこで、本研究では、里子や養子への養護教諭の支援に焦点を当て、里親家庭や養子縁組家庭を長期的に支援するために、社会的養護に関する養護教諭の意識調査を実施した。

II 対象及び方法

2022年9～10月に、A県の全小中学校571校の養護教諭を対象として社会的養護に関する自記式質問紙調査を行った。内容は、養護教諭が社会的養護の制度に関する知識や、社会的養護を必要とする児童やその保護者が抱える困りごとに関する知識を問うものとした。

2022年9月に無記名自記式の調査票を郵送にて一斉配布し、2022年10月末を締め切りとして、研究及び調査に同意した小中学校から同封の返信用封筒にて回収した。また新型コロナウイルス感染拡大予防について配慮し、Google FormsでのWeb調査も同時に実施、希望に沿って回答できるようにした。返信のあった137校(郵送87校、Google Forms50校、回収率24.0%)を対象に解析を行った。

III 倫理的配慮

この研究は、京都女子大学臨床研究審査委員会の承認を得た(承認番号:2022-4)。

調査票に「この研究および調査は学会発表、論文作成等のみに使用すること、調査結果は統計的に処理し、校名などの情報を公表することはないこと、目的以外で調査結果を使用することはないこと」を記載した上で調査を実施した。調査票に回答することをもって、協力の同意が得られたものと判断した。

IV 分析方法

統計処理には、SPSSVer.28を用いた。自由記述の分析には、KHCoder3を使用して計量的テキスト分析をおこなった。

1 アンケート調査の分析

IBM SPSS Ver.28 for Windows を用いて、統計処理を行った。校種別等の比較は、よく知っている4点、知っている3点、あまり知らない2点、知らない1点と点数化し、その数値をダミー変数として、平均値の比較をt検定により行った。有意水準は5%未満とした。

2 自由記述の分析

自由記述は、樋口ら⁴⁾が開発したテキストマイニングソフトウェアであるKH Coder Ver.3を用いて計量テキスト分析を行った。共起ネットワーク図を出力し、語と語の結びつき方からテキストの特徴を探った。関連性の強さを示す共起関係の算出は、Jaccardを使用し、抽出語の最小出現回数は10回、描画する共起関係は上位60語に設定した。

V 結果

1 回答者の属性

(1) 校種

校種は表1のとおりであった。小学校が52.6%、中学校が40.1%であった。

表1 校種

校種	人	%
小学校	72	52.6
中学校	55	40.1
小中学校	5	3.6
その他	5	3.6
合計	137	100.0

(2) 勤務年数

勤務年数は表2の通りであった。

表2 勤務年数

勤務年数	人	%
5年未満	26	19.0
5年から10年未満	14	10.2
10年以上20年未満	35	25.5
20年以上30年未満	25	18.2
30年以上	37	27.0
合計	137	100.0

2 社会的養護に関する知識

社会的養護に関する知識については、表3のとおりであった。社会的養護・普通養子縁組・特別養子縁組に関

して「よく知っている」、「知っている」と回答した養護教諭はそれぞれ55.5%、57.6%、60.6%であった。

3 里親に関する知識

里親に関する知識については、表4のとおりであった。養育里親・養子縁組里親・親族里親に関して「よく知っている」、「知っている」と回答した養護教諭はそれぞれ50.4%、48.9%、49.6%で、専門里親は43.1%であった。

4 児童養護施設について

(1) 施設の有無

勤務校区の施設の有無については表5のとおりであった。施設があると回答した養護教諭が20.4%であった。

(2) 子どもの有無

施設から通学する子どもの有無については表6のとおりであった。子どもがいると回答した養護教諭は12.4%であった。

(3) 連携の有無

施設との連携については表7のとおりであった。連携をしていると回答した養護教諭が35.8%と、施設が近くにない場合でも連携している学校があることがわかった。

5 勤務校の里親家庭の子どもの有無

子どもの有無を表8に示した。10.9%がいると回答していたが、わからないと回答したものも11.7%いた。

表3 社会的養護に関する知識

	社会的養護		普通養子縁組		特別養子縁組	
	人	%	人	%	人	%
よく知っている	12	8.8	4	2.9	14	10.2
知っている	64	46.7	75	54.7	69	50.4
あまり知らない	54	39.4	49	35.8	50	36.5
知らない	7	5.1	9	6.6	4	2.9
合計	137	100.0	137	100.0	137	100.0

表4 里親に関する知識

	養育里親		専門里親		養子縁組里親		親族里親	
	人	%	人	%	人	%	人	%
よく知っている	13	9.5	16	11.7	14	10.2	17	12.4
知っている	56	40.9	43	31.4	53	38.7	51	37.2
あまり知らない	58	42.3	46	33.6	50	36.5	59	43.1
知らない	9	6.6	31	22.6	19	13.9	9	6.6
未回答	1	0.7	1	0.7	1	0.7	1	0.7
合計	137	100.0	137	100.0	137	100.0	137	100.0

表5 児童養護施設の有無

	人	%
ある	28	20.4
ない	103	75.2
分からない	6	4.4
合計	137	100.0

表6 児童養護施設から通学する子ども

	人	%
いる	17	12.4
いない	119	86.9
分からない	1	0.7
合計	137	100.0

表7 児童養護施設との連携

	人	%
はい	49	35.8
いいえ	82	59.9
分からない	2	1.5
未回答	4	2.9
合計	137	100.0

表8 里親家庭の子どもの有無

	人	%
いる	15	10.9
いない	106	77.4
分からない	16	11.7
合計	137	100.0

6 二分の一成人式の実施

学校教育の中で、二分の一成人式の実施について表9に示した。二分の一成人式を実施しているのは、小学校73校のうち約3分の1(34.2%)であった。

表9 二分の一成人式の実施

	人	%
行っている	25	18.2
行っていない	46	33.6
分からない	14	10.2
該当しない	51	37.2
未回答	1	0.7
合計	137	100.0

7 生い立ちの授業の実施

生い立ちに関する授業の実施について表10に示した。生い立ちの授業を実施している学校は59.9%であった。

表10 生い立ちの授業

	人	%
行っている	82	59.9
行っていない	34	24.8
分からない	19	13.9
未回答	2	1.5
合計	137	100.0

8 比較結果

(1) 校種別比較

①社会的養護に関する知識の社会的養護・普通養子縁組については小・中では有意な差はみられなかったが、特別養子縁組については、小学校の方が知っている割合が有意に高かった ($p < 0.05$) (表11)。

②里親に関する知識については、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親 ($p < 0.05$)」、「親族里親 ($p < 0.05$)」の4つの項目において、小学校の方が知っている割合が高かった (表12)。

③生い立ちに関する授業を実施しているのは、小学校が53人(73.6%)、中学校が25人(45.5%)で、小学校の方が有意に多かった ($p < 0.01$)。

(2) 経験年数

養護教諭としての経験年数と社会的養護・里親についての知識・理解は関係がなかった。

(3) 里親家庭の子どもの有無、児童養護施設などの福祉施設から通う子どもの有無には社会的養護・里親についての知識・理解は関係がなかった。

表11 校種別社会的養護に関する知識 (%)

	社会的養護		普通養子縁組		特別養子縁組	
	小	中	小	中	小	中
よく知っている	8.3	1.8	12.5	0.0	4.2	1.8
知っている	36.1	45.5	30.6	43.6	43.1	29.1
あまり知らない	45.8	43.6	54.2	52.7	48.6	52.7
知らない	9.7	9.1	2.8	3.6	4.2	16.4
p値	n.s.		n.s.		p < 0.05	

表12 校種別里親に関する知識 (%)

	養育里親		専門里親		養子縁組里親		親族里親	
	小	中	小	中	小	中	小	中
よく知っている	14.1	3.6	22.5	21.8	16.9	9.1	8.5	5.5
知っている	40.8	40.0	38.0	27.3	40.8	30.9	49.3	32.7
あまり知らない	38.0	49.1	28.2	38.2	35.2	43.6	31.0	47.3
知らない	7.0	7.3	11.3	12.7	7.0	16.4	11.3	14.5
p値					p < 0.05		p < 0.05	

9 自由記述

(1) 里親家庭の子どもたちへの支援

計量的テキスト分析の結果、総抽出語は323語検出され、養護教諭が考える支援を共起ネットワークに示したところ、「子どもの困りによりそう」「子どもの話を聞く」「子どもにとって安心できる居場所づくり」「信頼関係、環境づくり」「家庭との連携、情報共有」が強い繋がりとして共起していた(図1)。図1~4中の「Subgraph」は、関連性の強いワードごとに自動で分類され、色分けされたものであり、「Frequency」は、円が大きいほど、ワードの登場回数が多いことを示している。

(2) 里親への支援

計量的テキスト分析の結果、総抽出語は220語検出され、養護教諭が考える支援を共起ネットワークに示したところ、「里親の困りによりそう」「相談できる関係を作る」

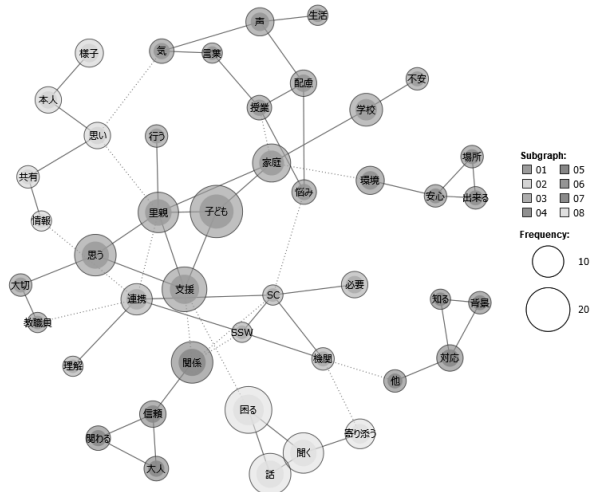


図1 里親家庭の子どもたちへの支援 (共起ネットワーク)

「SCやSSWにつなぐ」「児相等の里親が相談している機関と連携する」「子どもと家庭の橋渡し」が強い繋がりとして共起していた(図2)。

(3) 施設から通っている子どもたちへの支援

計量的テキスト分析の結果、総抽出語は399語検出され、養護教諭が考える支援を共起ネットワークに示したところ、「施設と連携して見守る」「施設の職員と連携して会議、研修を行う」「全教職員で共通理解をはかり支援する」「教育活動に対して個別配慮できるように支援する」「クラス全体で施設について理解を深める」ことが強い繋がりとして共起していた(図3)。

(4) 児童養護施設との連携

その具体的な連携内容は、「校内研修会」「ケース会議の企画・運営」「SCやSSWとの連携」「学期に1回は児童養護施設と学校との合同研修会を持ち交流」「養護教

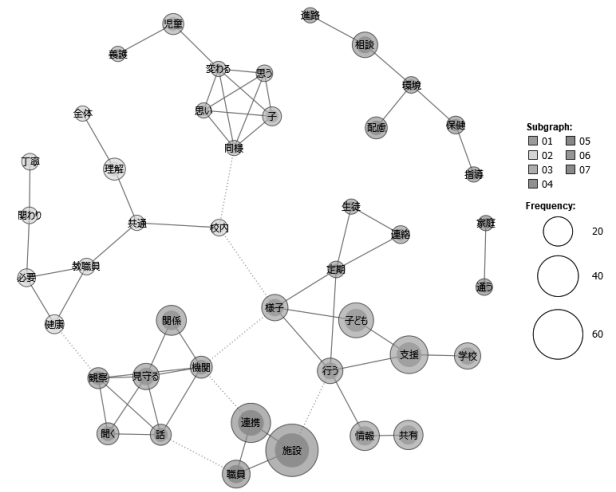


図3 施設から通っている子どもたちへの支援 (共起ネットワーク)

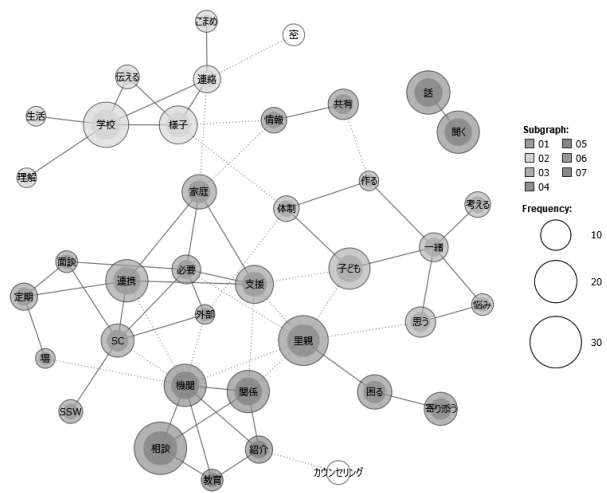


図2 里親への支援 (共起ネットワーク)

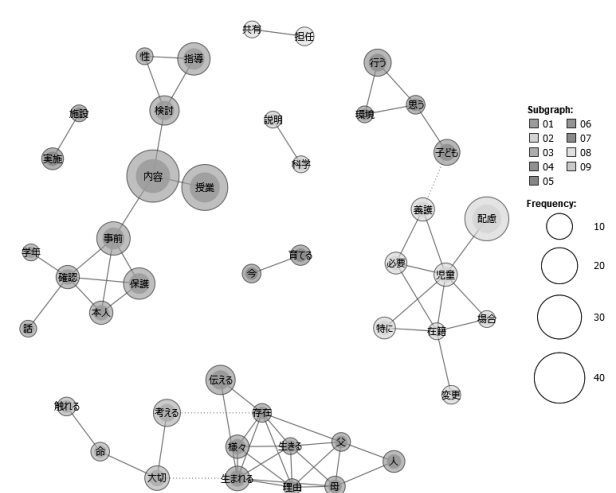


図4 生い立ちの授業配慮 (共起ネットワーク)

論・SC・SSWは、毎月、施設関係者と情報共有の時間をもっている」「施設見学」「施設の行事を学校で実施」などがあげられた。

(5) 生い立ちに関する授業への配慮

生い立ちに関する授業を行う際、どのような配慮を行っているかについて、計量的テキスト分析の結果、総抽出語は320語検出され、共起ネットワークに示したところ、「本人や保護者と事前に指導内容を確認」「事前に授業の内容について施設と連携」「家庭環境によって指導内容を検討」「家族、成育歴について配慮した内容について検討」「様々な家庭の形態があることを伝える」「一人一人が大切な命であることを伝える」ことが強い繋がりと共起していた(図4)。

VI 考察

社会的養護の施策は、かつては、親がいない、親が育てられない子どもへの施策であった。それが時代の流れとともに、虐待を受けて心に傷を負った子どもや、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化してきている⁵⁾。

2020年に文部科学省から、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」⁶⁾、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」³⁾がだされ、養護教諭は、児童虐待の発生予防・発見・対応に重要な役割を担っていると明記されているものの、しかしその中には社会的養護の子どもへの対応は含まれていなかった。

生徒指導提要が12年ぶりに改訂⁷⁾され、「社会的養護の対象である児童生徒」の項目が追記され、(1)社会的養護の対象と関係施設等、(2)学校における対象児童生徒への配慮について明記されたが、今回の調査結果からは、養護教諭は社会的養護に関する新制度や、生みの親以外の家族への配慮についての知識や理解が低率であったことが判明した。

養護教諭は、心身の多様な健康問題で保健室を来室する子どもの対応に当たっており、養護教諭の養成課程では、その支援方法を、教職に関する科目として、「生徒指導及び教育相談に関する科目」等、養護に関する科目として、「健康相談活動の理論及び方法」等で学んでいるが、社会的養護の子どもへの対応はほぼ含まれていない。

そのため、卒業後、学校現場で、児童虐待や社会的養護に関連する社会や法律の動向の理解とともに、その対応方法を学校組織で共有していく必要があると考える。

生徒指導提要⁷⁾では、「近年は、社会的養護の対象となる子供について、積極的に養子縁組が推奨される流れがあります。特に特別養子縁組と呼ばれる、通常養子であ

ることが戸籍上なども判断できない形態の養子縁組も増加しつつあり、それに伴って養親から学校に配慮を求める申し入れを行うという動きも増えています。その背景には、学校の授業や行事などで、実親に育てられていないことや、出生以降の家庭生活が継続していないという事情を考慮しない取組がなされ、そのことが子供を傷つけることになるという場合が想定されるからです。学校には、そのような体験を持つ児童生徒が少なからず存在するというところに配慮した取組が求められます。」と説明されている。

調査対象校では、学校教育の中で、二分の一成人式を実施しているのは、小学校73校のうち約3分の1であり、生い立ちに関する授業を実施している学校は約6割であった。

池田友美らの研究⁸⁾では、養子縁組前後の養親は、「養子である事情や病歴などを聞かれても詳しい説明ができない」、「遺伝的要素の強い家族の病歴や予防接種の既往歴を確認されるが分からない」、「入学時の書類記載や問診の記入のときに分からないことがある」、「母子手帳に妊娠時や出生時の記録が全くない」、「子どもの過去のけがや病気、アレルギーなどを知らない」などの困りごとを抱えているという現状が明らかになった。また、池田佐知子の研究⁹⁾では、里子の母子健康手帳に関する里親の困りごとについて、「子どもの血液型が分からない」、「親のぜんそくなどの既往歴が分からない」などが挙げられ、二次的な困りごととしては、「発達に遅れが見られた際、医師にうまく説明することができない」、「小学校の小さいころのものを持っていく授業で困った」、「母子手帳の記録が少ないため、『おいたち』の授業で困った」、「母子手帳を持参する授業があり、困った」などの困りごとを里親は抱えていることが分かっている。

そのため、そのような社会的養護の養親や里親の想いを考慮しながら、生い立ちに関する授業を行っていく必要があると考える。

また、玉井¹⁰⁾は、学校が関わる児童養護施設に入所する子どもへの支援として、(1)法律、児童福祉システムの理解：児童福祉法、児童虐待防止法、DV防止法等の理解と周知、教育委員会・教員養成機関での教育・研修への参加、(2)支援体制づくりとして：施設見学等の学校と施設の関りと継続性を担保する仕組み作り、組織内で情報と対応スキルが共有できる機会の確保と共有を行うための工夫、見解の相違を同意する(抱える)という考え方、(3)子ども理解と対応して：トラウマやアタッチメントの観点の理解、自立支援計画(アセスメント)への積極的関与、ケースワーク的視点をあげている。

今回の調査の結果より、施設と連携をしていると回答した養護教諭が35%と、施設が近くにない場合でも連携している学校があることがわかった。

また、児童養護施設との連携の具体的な連携内容として、「校内研修会」「ケース会議の企画・運営」「SCやSSWとの連携」「学期に1回は児童養護施設と学校との合同研修会を持ち交流」「養護教諭・SC・SSWは、毎月、施設関係者と情報共有の時間をもっている」「施設見学」「施設の行事を学校で実施」などがあげられた。

児童養護施設の職員も、学校に対する施設養育への関与の期待は大きいという報告¹⁰⁾もあり、生徒指導提要⁷⁾でも、「学校は、施設や里親と連携して、アセスメントを共有するなど支援の方針を一致させることが大切です。」と説明しており、今後も積極的に連携していくことが望まれる。

また、生徒指導提要⁷⁾では、「学校は、施設や里親と連携して、アセスメントを共有するなど支援の方針を一致させることが大切です。」と説明している。今、学校は「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切であるといわれている。現在、多くの学校でスクールソーシャルワーカーが配置されはじめている。学校内の様々な職員、行政や児童相談所などが連携・協働して、社会的養護を必要とする子どもを支援していく必要がある。

本学の養護・福祉教育学専攻では、養護教諭免許と社会福祉士の国家試験受験資格の両方が同時に取得できる全国でも数少ない養成課程となっている。また、「学校保健」と「社会福祉」の2つの領域を網羅し、スクールソーシャルワーカーに代表される学校における福祉専門職養成も行っており、教育現場における多様な課題に対応しうる教育と福祉のスペシャリストを育てている。そのカリキュラムの中で、福祉マインドを持ちチーム学校で活躍できる養護教諭を養成しており、この研究の結果を「学校保健」や「社会福祉」といった専門科目の中で活かすことができると考える。

「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている社会的養護の下にある子どもへの支援を、養護教諭への新たな研修プログラムを開発することで、里親や養親をも支えることができ、家庭的環境で育つ子どもを増やすことが可能になると考えている。また、この研究の成果を養護教諭や社会福祉士、スクールソーシャルワーカー養成教育にも活用していきたい。

子どもの最善の利益を守るためには、教育と福祉の連携や社会福祉専門職のアプローチが必要不可欠だと考え、社会的養護を必要とする子どもたちには、教育の現場に

おいて福祉の知識を持つ養護教諭の活躍が求められる。

今回の調査結果より、養護教諭は社会的養護に関する新制度や、生みの親以外の家族への配慮についての知識や理解が低率であったことが判明した。里子や養子とその保護者への養護教諭の支援に焦点を当て、里親家庭や養子縁組家庭を長期的に支援するために、学校で実現可能な「社会的養護」や「里親・養親」の理解や支援方法に関する養護教諭の専門性向上研修プログラムが必要であると考えられる。

本研究の限界として、今回の調査は、回収率が24.0%であり、養護教諭の一般的な状況を示しているとは言い難い。今後、同じような内容の調査を他府県で実施していく必要がある。

VII まとめ

1 小学校と中学校で社会的養護についての知識・理解を比較すると、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の4つの項目において、小学校の養護教諭の方が知っている割合が高く、養護教諭としての経験年数には差がみられなかった。

2 勤務校における里親家庭の子どもの有無や児童養護施設などの福祉施設から通う子どもの有無と社会的養護についての知識・理解には差がみられなかった。

3 小学校と中学校で生い立ちに関する授業(行事・性教育も含め)等について比較すると、小学校の方が実施している割合が高かった。

謝辞

快く調査にご協力いただきました養護教諭の方々を中心に謝意を表す。

本研究は、令和4年度京都女子大学研究経費助成により実施した。

文献

- 1) こども家庭庁：「社会的養護とは」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/>
2023年9月閲覧
- 2) こども家庭庁：「社会的養育の推進に向けて」令和5年
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/355512cb/20230401_policies_shakaiteki-yougo_68.pdf 2023年9月閲覧
- 3) 文部科学省：「養護教諭のための児童虐待対応の手引」平成19年

- https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm 2023年9月閲覧
- 4) 樋口耕一, 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—第2版, ナカニシヤ出版, 2020年
- 5) 厚生労働省: 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像」平成23年
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz-att/2r9852000001j91g.pdf> 2023年9月閲覧
- 6) 文部科学省: 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」, 令和2年6月改訂版
https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf 2023年9月閲覧
- 7) 文部科学省: 生徒指導提要 令和4年
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf 2023年9月閲覧
- 8) 池田友美, 鯨坂誠之, 古川恵美, 石崎優子, 田邊敦子, 山上有紀, 岩坂英巳: 養子縁組前後における養親の小児医療機関受診時の困りごと, 摂南大学看護学研究, 2021, 1号, pp.1-10.
- 9) 池田佐知子: 里子の母子健康手帳に関する里親の困りごとについての課題検討, 西九州大学看護学部紀要, 2020年, 1巻, pp.13-20.
- 10) 玉井紀子: 学校に求められる児童養護施設に入所する子どもの支援, 日本健康相談活動学会誌, 2022年, 第17巻第1-2号, pp.8-10.